

○吉備中央町買物環境確保推進事業補助金交付要綱

令和6年3月31日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、吉備中央町(以下「町」という。)がデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実装した、町のアプリと連携するオンラインショッピングサイト(以下「吉備中央商店街」という。)に町内事業者が参画することにより、町民の買物の利便性向上を図るため、町内事業者に対し、予算の範囲内において吉備中央町買物環境確保推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内事業者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する中小企業者であること。
- (2) 補助対象者又は同一世帯員が、租税公課その他の町に対する債務(以下「町税等」という。)の履行を遅滞していないこと。
- (3) 補助対象者又は役員が、禁固以上の刑に処せられていないこと、又は禁固以上の刑に処せられた者である場合は、その執行を終えていること。
- (4) 補助対象者又は役員が、吉備中央町暴力団排除条例(平成23年吉備中央町条例第21号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員等に協力、関与する等これと関わりを持たないこと。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費(いずれの経費においても消費税及び地方消費税並びに振込手数料を含まない)を合計した額とする。

- (1) 吉備中央商店街の月額出店料
- (2) 吉備中央商店街の販売手数料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とする。ただし、補助対象者1者につき15万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の事業終了後一括して、事業終了後15日以内若しくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、吉備中央町買物環境確保推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助対象経費の支出が3カ月以上ある場合は、前項の規定にかかわらず、申請書に必要な書類を添えて町長に提出することができる。

(補助金の支払方法)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理した場合、内容を審査し、適正であると認めるときは、これを支払うものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱(令和7告示18)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この要綱の施行後にした行為に対して、他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年3月27日告示第18号)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。